

流域治水部会の報告(水害リスクマップ他)

第14回 高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

令和5年3月20日

流域治水部会の取組①：岡山三川の流域治水プロジェクトの更新

○ 令和3年度末に策定した「令和3年度版 流域治水プロジェクト」について、各機関の取組の進捗や新たな取組の追加を踏まえた更新を行い、「令和4年度版 流域治水プロジェクト(案)」としてとりまとめ。

対策の進捗や充実等に合わせて更新

1.『【位置図】・【位置図(分割版)】』



水系ごとの代表的な取組について、実施主体と内容を明記

2.『【グリーンインフラ】』



治水と環境の両立を図る代表的な取組をとりまとめ

3.【ロードマップ】



短期、中期、中長期での各対策のスケジュールを明記

5.【流域治水の具体的な取組】



流域治水に係る代表的な7種の取組を指標化して公表

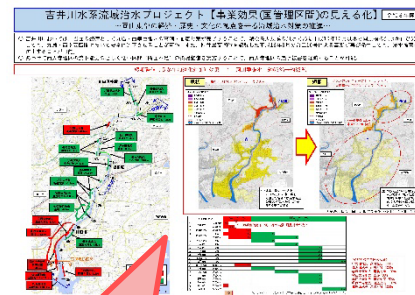
【取組概要資料】



流域治水プロジェクトに位置付けた代表的な取組の概要をとりまとめ

対策の進捗や充実に合わせて更新の他、広報に係る取組を充実

4.【事業効果(国管理区間)の見える化】



概ね5か年の整備メニューとその効果を水害リスクマップで明示

今回の更新はなし。令和5年度以降、水害リスクマップの更新(河道条件の更新)と併せて、更新予定。

流域治水部会の取組②: 「多段階浸水想定図」、「水害リスクマップ」の作成

- 流域治水の考え方の下、水害リスクを考慮したまちづくりや住まい方の工夫、企業の事業継続計画(BCP)の策定等を推進するためには、水害リスク情報の更なる充実が必要。
- そこで、既存の想定最大規模(L2)や計画規模(L1)の洪水浸水想定区域図に加えて、**中高頻度の降雨規模ごとの浸水深**を示す「**多段階浸水想定図**」、**場所毎の浸水頻度**を示す「**水害リスクマップ**」を新たに作成し、令和3年度末に一部公表。
- 今回、**河川整備計画に位置付けた整備を反映した「中長期河道」の河道条件**における「多段階浸水想定図」及び「水害リスクマップ」を作成。

■岡山三川(吉井川水系、旭川水系、高梁川水系の大臣管理区間)「多段階浸水想定図」及び「水害リスクマップ」の作成状況

河川整備の反映時点 (河道の条件)	多段階浸水想定図					異なる外力の規模を重ね合わせ	水害リスクマップ
	1/10規模	1/30規模	1/50規模	計画規模L1 (1/100,1/150)	想定最大規模L2		①浸水発生、 ②50cm以上、③3m以上の3種類
現況	○	○	○	○	○※1	異なる外力の規模を重ね合わせ	○
短期	○	○	○	○	—※1		○
中長期	●	●	●	●	—※1		●

今回(令和4年度末)公表予定

●:今回(令和4年度末)公表 ○:令和3年度末公表
※1:L2規模は、水防法に基づく洪水浸水想定区域図として公表済み

- 大臣管理区間の河川からの外水氾濫だけでなく、**指定区間の河川からの氾濫や支川や大規模な水路からの内水氾濫も考慮した「内外水統合型の水害リスクマップ」**について現在検討中であり、**令和5年度以降に公表予定**。
- また、内外水統合型の水害リスクマップの公表に合わせ、**既公表の国管理河川の外水氾濫のみの水害リスクマップについても河道条件を見直し、更新する予定**。

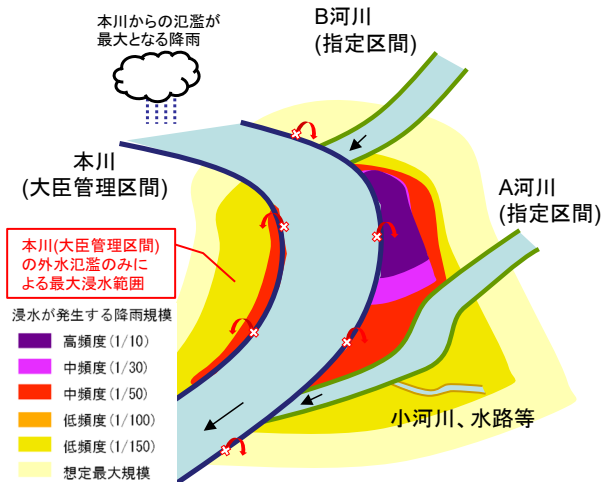
【参考】内外水統合型の水害リスクマップ

- 「内外水一体型水害リスクマップ」とは、水害リスクマップ(国管理河川からの外水氾濫のみ)に、**指定区間の外水氾濫や小河川、水路等の内水氾濫による浸水が想定される範囲を重ね合わせたもの。**
- 国管理区間の外水氾濫のみの場合と比べ、小河川や水路等の現地条件もより詳細に反映し、高頻度の外力規模の内水氾濫等も解析を行うため、地域の実感や過去の浸水実績と比較可能な水害リスクマップとなる。

①水害リスクマップ(国管理河川からの外水氾濫のみ)

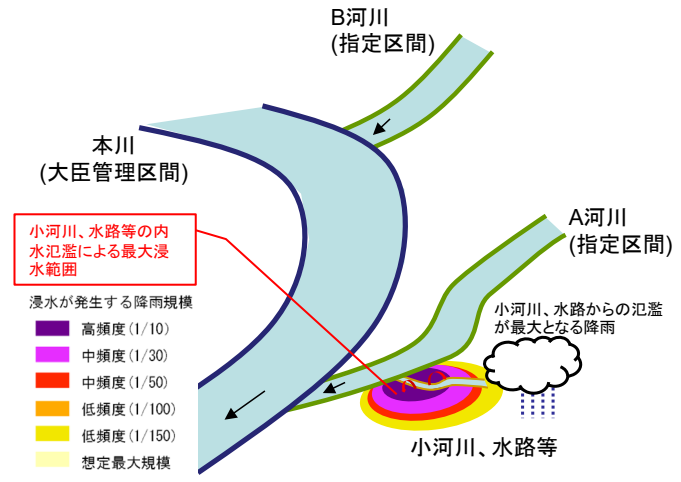
※公表済み

- 岡山三川(大臣管理区間)からの外水氾濫のみ考慮
- 指定区間や内水による氾濫は考慮せず



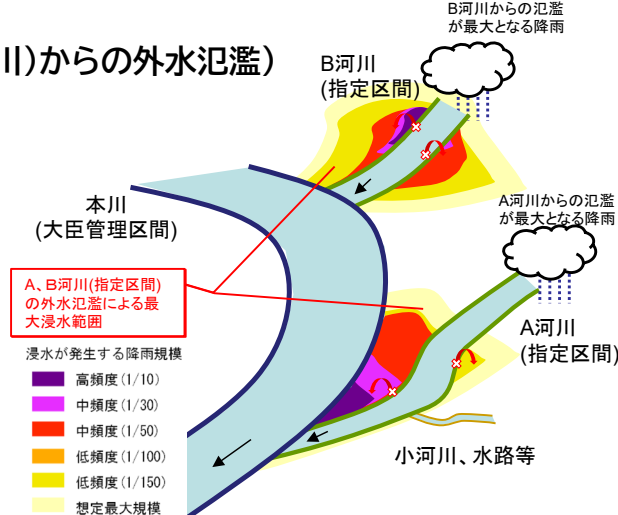
③水害リスクマップ(小河川、水路等の内水氾濫)

- 岡山三川(大臣管理区間、L2)の浸水区域に含まれる小河川や水路等の内水氾濫を考慮
- 内水被害があった降雨や雨水管理計画等で想定している降雨や氾濫が最大となる降雨等を対象



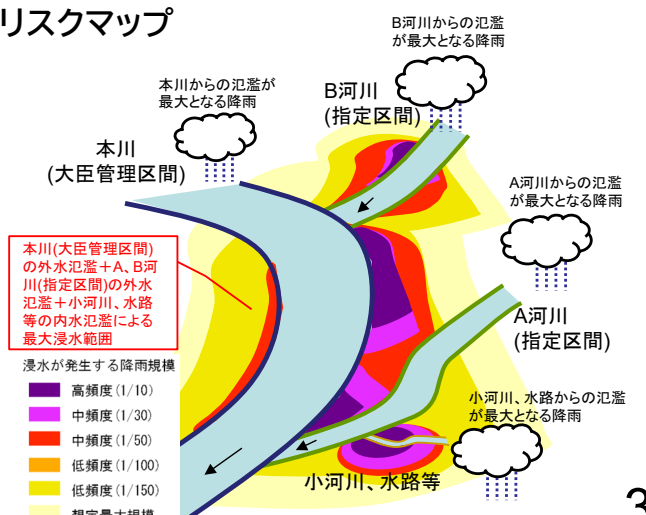
②水害リスクマップ(指定区間(県等管理河川)からの外水氾濫)

- 岡山三川(大臣管理区間)に流入する指定区間からの外水氾濫のみを考慮
- 氾濫が最大となる降雨を対象に計算



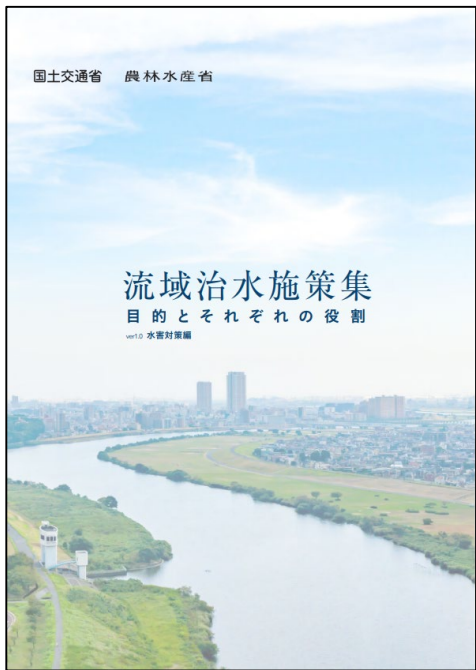
④内外水統合型の水害リスクマップ(外水+内水氾濫)

- ①～③を組み合わせたもの
- 外水氾濫では浸水頻度が低い箇所でも内水氾濫により高頻度で浸水が発生することが把握可能



【情報提供】 令和4年12月に「流域治水施策集」を発行

- 国交省では、「流域治水」の取組について **関係者の協働を促すため、「流域治水施策集」を作成し、令和4年12月に発行。**
- 本施策集では、**実施主体別の施策の目的・役割分担・支援制度・推進のポイント等を整理**しており、流域のあらゆる関係者による施策の具体化、実践に役立ていただくことを期待。



表紙

#3 排水施設・ポンプ（河川）

目的
洪水氾濫の防止（排水先の管理責任で設置・管理することを目指す）

実施主体
河川法、河川整備計画
特定都区市町村排水管理対策法、流域治水推進計画

予算・税制
（国庫）
流域治水整備事業（補助）
特定市町村河川治水管理対策推進事業等

役割分担
・内水整備計画策定の手引き（国庫交付金）
・内水対策の取組みについて（平成14年4月23日 閣議決定）

施策推進のポイント
内水対策に係る対策は、実川の河川管理者が主体となって実施する必要があります。対策作成にあたり、国庫交付金と国庫交付金を活用し、関係機関との連携が重要です。
・平成30年7月豪雨により、住宅等の浸水被害が多く発生した下野川において、国庫が連携し、国庫交付金を活用して、対策が実施されました。
・関係機関が連携し、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を実施中です。

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8405

#11 「田んぼダム」

目的
農地等の浸水の防止

実施主体
農地法、国土改良法
農地改良等多目的機能の確保に関する法律

実施
多事・多額
農地条件改善事業
多額の補助金交付金等

役割分担
「田んぼダム」の導入
令和4年4月 農林水産省農地改良課
農地改良課

施策推進のポイント
農地の農産物を最小限にし、交付金等の活用による継続的な実施体制の構築がポイント
「仕分け」仕組みで高い実施率を実現（新潟県見附市の取組）
「田んぼダム」は、田んぼの浸水防止を目的とした多目的機能を持つ施設です。農地改良法等に基づき、農地改良事業として実施されています。田んぼダムの導入により、農地改良事業の効果が最大化されています。
・この中で農地改良の効果が最大化されるよう、農地改良事業の推進が重要です。農地改良事業の推進には、関係機関との連携が重要です。
・「田んぼダム」の導入により、農地改良事業の効果が最大化されています。農地改良事業の推進には、関係機関との連携が重要です。
・「田んぼダム」の導入により、農地改良事業の効果が最大化されています。農地改良事業の推進には、関係機関との連携が重要です。

農林水産省 農地改良課 農地改良課
TEL 03-3502-6277

#21 リスク空白域の解消（浸水想定区域・ハザードマップ）

目的
避難の確保（平時）

実施主体
国土交通省、自治体

実施
多事・多額
水害リスク軽減推進事業
内水治水リスクマネジメント推進事業
浸水・高層ビル等対策推進事業

役割分担
・小規模河川の浸水想定区域の手引き（令和2年6月）
・内水治水リスクマネジメント推進事業（令和3年7月）
・高層ビル等対策推進事業の手引き（令和3年7月）
・水害ハザードマップ作成の手引き（令和3年12月）

施策推進のポイント
・河川（浸水想定区域）では約15,000河川、下水道（雨水合流下水道区域）では約1,100団体が新たに指定対象として追加された。浸水・高層ビル等対策推進事業では全ての施設が指定対象となっています。

国土交通省 水管理・国土保全局 河川課
水防会議室 TEL 03-5253-8406
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8471

各施策の概要・ポイント等をとらまとめ

流域治水施策集

河川区域の対策 集水域の対策 氾濫域の対策

流域治水の役割分担

目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等（ ）内は運用	予算・税制	Page
洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤	●河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p7
	#2 ダム事前放流	●ダム管理者	河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p8

流域治水の役割分担が分かる目次